

入札説明書

平成25年度風力発電事業の環境影響評価
に関する基礎資料の収集及び整理業務
【再度公告】

近畿地方環境事務所

はじめに

環境省の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 伊藤 正市

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 平成25年度風力発電事業の環境影響評価に関する基礎資料の収集及び整理業務【再度公告】

(2) 特質等 別添2の仕様書による

(3) 納入期限等 平成26年3月20日

(4) 納入場所 別添2の仕様書による

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もあるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時までに「B」又は「C」、「D」級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階
近畿地方環境事務所総務課会計係
電話06-4792-0700、FAX 06-4790-2800

5. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成25年12月25日（水）14時30分
場所 近畿地方環境事務所会議室
大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階

(2) 入札書の提出方法

- ア. 入札書は、(1) の日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成25年12月24日（火）17時までに、環境省入札心得に定める様式2による書面及び平成25・26・27年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを4(1)の場所にFAX又は郵送で提出すること。なお、FAX送信の場合は、土・日・祝日を除く。
- イ. 書面により入札書を提出する場合は、(1) の日時及び場所に、環境省入札心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。
- ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

6. 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

7. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は環境省入札心得に定める様式4による書面）により提出すること。

なお、入札に関する質問が無い者で、他者から提出された入札に関する質問に対しての回答が必要な者は、次に従い環境省入札心得に定める様式4による書面を提出すること。

ア. 提出期限 平成25年12月19日（木）17時まで

イ. 提出場所 4(1)の場所

ウ. 提出方法 書面は持参又はFAXによること。

(2) (1)の質問に対する回答は、平成25年12月20日（金）17時までに電送（FAX）

により行う。

8. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

9. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、近畿地方環境事務所において閲覧資料として公表するものとする。

(2) 電子入札システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

環境省電子入札システムホームページアドレス <http://www.e-procurement.env.go.jp/>
ヘルプデスク 03-5348-4006

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4（1）の場所に連絡すること。

(3) すべてのFAXの送信については、土・日・祝日を除くこと。

◎ 添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

(別紙)

環 境 省 入 札 心 得 (工事以外)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものをお除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1) の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子入札システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子入札システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官近畿地方環境事務所総務課長殿と記載）及び「平成25年12月25日開札〔平成25年度風力発電事業の環境影響評価に関する基礎資料の収集及び整理業務【再度公告】〕の入札書在中」と朱書きして、開札日時までに提出すること。
- (3) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。また、競争参加資格を証明する書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子入札システムの手順に応じて、開札日時までに提出すること。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 代理人等が委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子入札システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

(復)代理人

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復)代理人の記名押印が必要。このとき、代表者印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 平成 25 年度風力発電事業の環境影響評価に関する基礎資料の収集及び整理業務【再度公告】
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、
紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：平成 25 年度風力発電事業の環境影響評価に関する基礎資料の収集及び整
理業務【再度公告】
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由：
(記入例)・電子入札システムで参加する手続が完了していないため

※1. 平成 25・26・27 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果
通知書の写しを添付すること。

※2. FAX送信の場合は、土・日・祝日を除いてください。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者 氏名

印

代理 人 住 所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 平成25年度風力発電事業の環境影響評価に関する基礎資料の収集及び整理業務【再度公告】の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿地方環境事務所総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名 印

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成25年度風力発電事業の環境影響評価に関する基礎資料の収集及び整理業務【再度公告】の入札に関する一切の件

平成 年 月 日

入札に関する質問の提出について

下記入札案件について、次のとおり質問の提出をいたします。

記

- 1 入札件名：平成25年度風力発電事業の環境影響評価に関する基礎資料の収集及び整理業務【再度公告】
- 2 質問の有無：
有・無（他者から提出された入札に関する質問に対しての回答が必要な者）
- 3 質問内容：

•
•
•

住 所：

会社名：

担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL／FAX：

E-mail：

※ただし、FAX送信の場合は、土・日・祝日を除いてください。



契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 近畿地方環境事務所総務課長 伊藤 正市 (以下「甲」という。)
は、 (以下「乙」という。) と
「平成 25 年度風力発電事業の環境影響評価に関する基礎資料の収集及び整理業務」(以
下「業務」という。) について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号) 第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 105 分の 5 を乗じて得た額である。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成 26 年 3 月 20 日

納入場所 別添仕様書のとおり

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面に
より甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面によ
り甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に検査を行い、検査に合格
した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければなら
ない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならぬ。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間に内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

（かし担保）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
大阪マーチャンダイズ・マートビル8階
氏 名 支出負担行為担当官
近畿地方環境事務所総務課長 伊藤 正市 印

乙 住 所
氏 名 印

(別添2)

平成25年度風力発電事業の環境影響評価に関する基礎資料の収集及び整理業務 仕様書

1. 業務の目的

風力発電事業については、平成24年10月の環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の改正により法の対象事業とされた。

近畿管内においても、法に基づく手続を進めている事業がみられる一方、中止する事業もみられるなど、手続開始後の進捗状況について、事業ごとに差がみられる。

そのため、関係行政機関及び住民からの意見に着目し、事業ごとの意見の内容や近畿管内の事業実施地域における新聞報道等の周辺情報等を整理することで、今後の審査における基礎資料とする目的とする。

2. 業務の内容

下記のとおり、情報収集及び整理を行う。詳細については、近畿地方環境事務所担当官（以下「担当官」という。）と協議のうえ決定する。

（1）既存資料の整理

平成25年11月1日現在、法の対象となる風力発電所事業のうち、方法書手続終了以後の段階にある事業（84件）、それ以外で近畿管内において環境影響評価法に基づく手続が行われた事業（5件（うち4件は事業廃止、1件は方法書手続中））、参考として近畿管内の条例等に基づき環境影響評価手続がとられた事業（3件）を対象に、既存の方法書、準備書等から、以下の手順により、別表1に基づき整理する。

なお、整理に必要となる資料については、原則として担当官から貸与するものとする。

ア 対象事業の地域特性等の整理

（ア）事業の基礎情報

対象事業について、事業者、事業規模、関係都道府県及び市町村、事業の進捗状況を整理する。

（イ）事業の周辺情報

対象事業の立地状況（山岳・海岸・島しょ・洋上等の別、最寄りの住宅との距離）や住民説明会の実施状況について整理する。

イ 提出された意見等に関する既存資料の整理

地域住民又は行政機関から提出された意見を環境要素、手続の進捗状況、提出者（住民、市町村長、都道府県知事、環境大臣（省）、経済産業大臣）別に整理する。

また、環境要素以外に対する意見や、各意見に対する事業者の見解がある場合も、あわせて整理する。

さらに、上記の意見等について、資料における記載部分がわかるよう別途整理することとする。

(2) 近畿管内の事業に関する情報収集

ア 関係者等へのヒアリング

近畿管内の事業について5事業程度抽出し、詳細を確認するため関係者等に対してヒアリングを行い、その結果を整理する。

ヒアリング対象事業、対象者、ヒアリング項目、実施方法等については、担当官から指示する。

また、ヒアリング結果については、対象者に確認することとする。

イ 周辺情報の収集

意見形成に影響を与えると考えられる立地地域の周辺情報を把握するため、本業務で対象とする近畿管内の事業が立地する和歌山県及び兵庫県に関し、以下の方法により、新聞情報や地方議会での質疑応答の内容を収集・整理する。

(ア) 新聞情報の収集

平成21年1月1日から25年12月31日までの5年間について、本業務の対象事業が立地する和歌山県及び兵庫県の全国紙の地方版及び地方紙における風力発電事業全般に関する記事を収集するとともに、和歌山県、兵庫県ごとに別表2に基づき整理する。

全国紙は1紙を対象とし、兵庫県の地方紙は神戸新聞とする。

また、和歌山県の地方紙については、対象事業が立地する地域を配布対象とする「紀州新聞」のホームページに掲載されている過去の記事見出しから風力発電事業に関する記事を検索したうえで、同紙の記事を収集する。あわせて、同じく対象事業が立地する地域を配布対象とする「日高新報」、「わかやま新報」の同時期の掲載内容を確認する。

また、収集した新聞記事については、新聞社の許可を得たうえで、新聞記事のコピー1部を業務資料として、成果物とともに提出するものとする。

(イ) 地方議会の議論

過去5年間の対象事業が立地する地方自治体の議会の議事録から風力発電施設に関する質疑応答の内容を収集するとともに、和歌山県、兵庫県ごとに別表3に基づき整理する。

対象地方自治体は、和歌山県においては、和歌山県及び10市町（有田市、海南市、印南町、日高町、美浜町、日高川町、広川町、有田川町、湯浅町、由良町）、兵庫県においては、兵庫県及び3市（淡路市、南あわじ市、朝来市）とする。

収集は、原則インターネットにより行うこととし、議事録がインターネットで公

表されていない地方自治体については、地方議会が作成する広報誌等から収集するものとする。

また、収集した質疑応答の資料については、該当箇所のコピー 1 部を業務資料として、成果物とともに提出するものとする。

(3) 収集した情報の整理

- ア 意見が述べられた環境要素を事業数で全国・近畿管内別に整理する。
- イ 近畿管内の事業については、方法書、準備書での住民意見、事業者の見解及び行政機関の意見等の概要を別表 4 に基づき、関連する意見等ごとに整理する。

3. 業務履行期限

契約締結の日から平成 26 年 3 月 20 日(木)までとする。

4. 成果物

請負業者は、業務結果をとりまとめた報告書を下記のとおり報告するものとする。

- ・本仕様書 2 報告書 12 部 (A4 版 200 頁程度)
 - ・業務資料（業務に際し収集・作成した資料等をとりまとめたもの）
各 1 式 (ファイル綴じ)
 - ・報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）の電子データを
収納した電子媒体 (DVD-R) 各 1 式
- 報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は別添によること。

提出場所 近畿地方環境事務所 環境対策課

5. 業務にあたっての注意事項

(1) 貸与を受けた資料の取扱いについて

業務の実施に当たり、担当官から貸与する資料については、当該業務のみに使用し、本業務実施以外の目的に使用してはならない。

また、本業務実施のため、貸与資料に基づき作成した情報については、業務完了後破棄する。

(2) 業務に関する打ち合わせの実施

業務の実施方法や進捗状況を共有するため、担当官と業務に関する打ち合わせを、少なくとも以下により 3 回以上行うこととする。

- ① 業務実施方法等の確認のため、契約締結後速やかに行う。
- ② 2 (1) の既存資料の整理の進捗状況確認のため、業務開始後 1 か月後を目途に行う。
- ③ 取りまとめ方針の確認のため、平成 26 年 2 月中を目途に行う。

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

- 請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。
- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
 - (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
 - (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - (4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
 - (5) 情報システムを構築・改良する業務にあっては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。
 - (6) ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあっては、環境省 Web サーバ（www.env.go.jp）内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインである「*.go.jp」を利用し、かつ、メールを送信しないサイトであっても、なりすまし対策として送信ドメイン認証（SFP）を設定すること。
 - (7) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針183頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針184頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

（1）以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EICネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書（<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>）

（2）海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“”」→「””」、「`」「’」→「’」、「－」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号（半角の英数字）。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO₂)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

（1）Microsoft社Windows7 SP1上で表示可能なものとする。

（2）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem社一太郎（2011以下）、又はMicrosoft社Word（ファイル形式はWord2010以下）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft社Excel（ファイル形式はExcel2010以下）

- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- (3) (2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別表1)

基礎情報整理表

事業名	事業者名	関係地方自治体		事業の進捗状況	最大計画出力	予定地の状況	住民説明会の回数・規模(方書段階)	住民説明会の回数・規模(方書段階)	環境要素		方書段階の意見等		準備書段階の意見等					
		都道府県	市町村						事業者の見解	市民意見	市町村長意見	知事意見	環境大臣意見	経済産業大臣勧告	住民意見			
○○ウイ ンドファ ーム	○○株式会 社	○○県	○○市	準備書段階	10,000kW (2,000kW ×5機)	山岳 600m	2回(大阪 市中央 区、淀川 区)	大気環境 騒音及び超低周音波 振動	大気質 騒音及び超低周音波 振動	空素酸化物 粉じん等	住民意見 騒音及び超低周音波 振動	事業者の見解 騒音及び超低周音波 振動	市民意見 騒音及び超低周音波 振動	市町村長意見 騒音及び超低周音波 振動	知事意見 騒音及び超低周音波 振動	環境大臣意見 騒音及び超低周音波 振動	経済産業大臣意見 騒音及び超低周音波 振動	住民意見 騒音及び超低周音波 振動
								水環境 底質	水質	水の濁り								
								その他 地質 の環境	有害物質 地形及び 地質	重要なる地形 及び地質								
								その他 の環境	その他 の環境	風車の影 風車の影 重要なる種及び 注目すべき生 息地(海域に生息 するものを除 く。) 海域に生息する 動物								
									動物	重要なる種及び 注目すべき生 息地(海域に生息 するものを除 く。) 海域に生息する 動物								
									植物	重要なる種及び 重要な群落(海 域に生息するも のを除く。) 海域に生息する 植物								
										植物	重要なる種及び 重要な群落(海 域に生息するも のを除く。) 海域に生息する 植物							
											生態系							
											景観							
											人と自然の触れ合 い活動の場							
											主要な人と自然 との触れ合い活 動の場							
											廃棄物等							
											廃土							
											その他※	○○	○○	○○	○○	○○	○○	

※1 「方法書段階の意見等」及び「準備書段階の意見等」の欄には、意見の延べ件数を記載する。
 ※2 「環境要素」の「その他」欄については、挙げられている環境要素に当てはまらない意見の内容に応じて、適宜追加

新聞記事の整理表(和歌山県)

(別表2)

掲載日	新聞名	関係事業名(設置都道府県)	記事概要
2010/1/1	A新聞	○○ウインドファーム(和歌山県)	○○地区で説明会を開催
2010/2/1	B新聞	洋上風力電全般	○○沖で実証実験開始

地方議会の質疑応答に関する整理表

(別表3)

議会名	質疑日	事業名	質問者(会派)	質問内容	回答者	答弁内容

近畿管内における各種意見の概要

(別表4)

事業名	環境要素	方法書段階の意見等														
		住民意見	事業者の見解	市町村長意見	知事意見	住民意見	事業者の見解	市町村長意見	知事意見	市町村長意見	事業者の見解	市町村長意見	知事意見	環境大臣意見	経済産業大臣意見	経済産業大臣意見
大気環境	大気質 騒音及び 超低周音 波	塩素酸化物 粉じん等														
	振動	振動														
	水環境	水の通り 底質	有毒物質 重要な地 形及び地 質													
	その他の環境	地形及び 地質	風車の影 重要な種 及び注目 すべき生 息地(海 域に生息 するもの を除く) 海噴に生 息する動 物													
動物																
植物																
生態系																
景観																
人と自然の触れ合 い活動の場																
廃棄物等																
その他※)	○○	○○														

※1 各欄には述べられた意見等の概要を記載する。)

※2 関連する意見等は同じ行に記載する。(たとえば、住民意見とそれに対する事業者の見解は同一行に記載する。)

※3 同じ環境要素に関する意見が複数述べられている場合で、意見の内容が異なれば、内容ごとに行を追加する。